

○犯罪被害者等早期援助団体の指定

(第 23 条第 1 項)

改正 令和 3 年 3 月 26 日 令和 3 年 10 月 18 日

令和 7 年 5 月 27 日

審査基準

令和 7 年 5 月 27 日作成

法令名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根拠条項：第 23 条第 1 項
処分の概要：犯罪被害者等早期援助団体の指定
原権者(委任先)：岡山県公安委員会
法令の定め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 23 条第 2 項 (犯罪被害者等早期援助団体) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 1 条(指定の申請)、第 4 条(指定)、第 5 条(犯罪被害相談員等の要件)、第 11 条(指定等に関する意見聴取)
準拠基準：犯罪被害者等早期援助団体の指定は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について」(令和 7 年 5 月 27 日付け警察庁長官官房長通達別添)を参照して行うものとする。
処理期間：犯罪被害者等早期援助団体の指定については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申請先：警務部県民広報課
問い合わせ先：警務部県民広報課犯罪被害者支援室
決裁区分等：岡山県公安委員会